

I はじめに

○ 計画策定の趣旨

県教育委員会は、昭和41年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで5次にわたり総合教育計画を策定し、福島県における教育行政の効率的かつ効果的な推進に努めてきました。平成13年度から平成22年度までを計画期間とする第5次福島県長期総合教育計画においては、「人・地域・自然と共に個を磨く新世紀ふくしまの教育」を基本目標として、各施策を展開してきました。その結果、大学等への進学希望者の進学率の向上など学力面での成果や、暴力行為の発生件数やいじめ・不登校の出現率が低い水準で推移していることなど豊かなこころの育成の点で一定の成果が得られた一方で、子どもの体力の低下、家庭や地域における教育力の低下に対する指摘など、解決すべき課題もあります。

本県では、長期的な視野に立った上で、急激な変化にも柔軟に対応しつつ、豊かな活力ある福島県をめざして、さまざまな取組みを展開していますが、特に、「ふくしまの未来」を築いていく上で重要なのは「人づくり」であり、県全体で教育行政を推進する必要があります。

このため、本県がめざす教育の理念や方向性を明らかにし、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として、この計画を策定しました。

○ 計画の基本的性格

(1) 福島県総合計画「いきいき ふくしま創造プラン」(以下、「県総合計画」という。)に基づく教育分野の部門別計画

県総合計画(平成21年12月議決)の部門別計画として、基本目標や重点施策等を共有し、めざすべき教育の姿を明らかにしながら、その実現に取り組みます。

(2) 教育基本法の規定による教育振興基本計画

この計画は、教育基本法第17条第2項において、地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画であり、私学教育や大学教育も含めた学校教育、社会教育、生涯学習、文化及びスポーツに関する総合的な計画です。

【教育基本法(平成18年法律第120号)】

第17条

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○ 計画期間

県総合計画が、30年後を展望しながら、具体的には平成22年度を初年度とする5か年計画とされていることを受け、計画期間は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5年間とします。

○ 計画の運用

この計画においては、県の取組みの成果を示すものとして、各施策ごとに指標を設定し、この数値の改善を目指して各施策を展開します。

また、この計画の運用に当たっては、毎年度、重視する観点を定め、これに基づき実施する事業を明らかにするとともに、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の適切な運用に努めます。

〔指標の区分〕

- ・ 施策の達成度を測る指標：県の施策の努力目標【35指標】
- ・ モニタリング指標：目標値の設定が困難又は不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの【33指標】